

福岡県弁護士会紛争解決センター設置に関する規程（会規第54号）

（目的）

第1条 本会に福岡県弁護士会紛争解決センター（以下「紛争解決センター」という。）を設置し、市民のために民事紛争の迅速適正な解決を行い、もって人権の擁護及び社会正義の実現に資する。

（事業）

第2条 紛争解決センターは、民事紛争についての和解のあっせん、仲裁その他規則で定める事業を行う。

（運営）

第3条 紛争解決センターは、会長が統括し、紛争解決センター運営委員会がその運営を行う。

（規則事項）

第4条 あっせん及び仲裁の手続、利用者の負担する手数料、あっせん人及び仲裁人に支払う報酬その他紛争解決センターの運営に関する事項は、規則をもって定める。

附 則

- 1 この規程は、日本弁護士連合会の承認を得て、法務大臣が福岡県弁護士会を裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）第5条の規定に基づき認証紛争解決事業者として認証した日から施行する。
- 2 この規程の施行前に受理したあっせん・仲裁事件については、なお従前の例による。
（日弁連承認日 平成22年8月19日）
（法務大臣認証日 平成23年3月29日）